

国立大学法人法の一部を改正する法律の施行及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則、国立大学法人東京農工大学理事及び副学長に関する規程及び国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正に伴う関係規則等の整備に関する規則

(令和4年4月1日規則第4号)

(国立大学法人東京農工大学役員会規程の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学役員会規程(平成16年4月7日16経教規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び年度計画」を削る。

(国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程(平成16年4月7日16経教規程第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び年度計画」を削る。

(国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程(平成16年4月7日16経教規程第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改め、同条第2項中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

第6条第2項第3号中「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計規則の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学会計規則(平成16年4月7日16経規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「準用通則法第31条に定める年度計画に基づき、」を削る。

(東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正)

第5条 東京農工大学大学院農学研究院運営規則(平成22年4月1日22農規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び年度計画」を削る。

(東京農工大学大学院農学研究院運営規程の一部改正)

第6条 東京農工大学大学院農学研究院運営規程(平成22年4月1日22農規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「、中期計画に基づく年度計画」を「及び中期計画」に改める。

(東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正)

第7条 東京農工大学大学院工学研究院運営規則(平成22年4月1日22工規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び年度計画」を削る。

(東京農工大学大学院工学研究院運営規程の一部改正)

第8条 東京農工大学大学院工学研究院運営規程(平成22年4月1日22工規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「、中期計画に基づく年度計画」を「及び中期計画」に改める。

(東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正)

第9条 東京農工大学工学府・工学部運営規則(平成16年4月7日16工経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び年度計画」を削る。

(東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正)

第10条 東京農工大学農学府・農学部運営規則(平成16年4月7日16農経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び年度計画」を削る。

第9条第1項に次の1号を加える。

(6) 野生動物管理教育研究センター

第9条の2第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

(東京農工大学農学部附属動物医療センター運営委員会規程の一部改正)

第11条 東京農工大学農学部附属動物医療センター運営委員会規程(平成16年11月10日16農規程第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び年度計画」を削る。

(東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター運営委員会規程の一部改正)

第12条 東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター運営委員会規程(平成23年4月13日23農規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び年度計画」を削る。

(東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正)

第13条 東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則(平成16年4月7日16生経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「中期目標及び年度計画」を「中期計画」に改める。

(東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正)

第14条 東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則(平成16年4月7日16連経教規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに年度計画」を削る。

(国立大学法人東京農工大学謝金取扱要項の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学謝金取扱要項(平成24年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表の様式を次のように改める。

別表(謝金基準単価表)

[別紙参照1]

(東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正)

第16条 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程(平成26年東京農工大学教規程第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

第6条第6項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

第7条第1項第4号中「機構の」及び「及び年度計画」を削り、同条第2項第1号中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 副学長(教学統括担当)

第7条第3項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同条第5項中「第8号」を「第9号」に改める。

(東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正)

第17条 東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改める。

第5条第1項第4号中「機構の」及び「及び年度計画」を削り、同条第2項第1号中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改め、同条第5項中「第7号」を「第6号」に改める。

(国立大学法人東京農工大学部局長任命手続規程の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学部局長任命手続規程(平成27年東京農工大学教規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「理事、」を削る。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成16年4月1日16教規程第72号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センターの印」の項の次に次のように加える。

東京農工大学農学部附属野生動物管理教育研究センター	府中地区事務部附属センター事務室長
---------------------------	-------------------

別表第2中「国立大学法人東京農工大学理事の印」の項の次に次のように加え、

国立大学法人東京農工大学理事（統括・経営担当）の印	総務・経営企画部総務課長
東京農工大学副学長の印	総務・経営企画部総務課長
東京農工大学副学長（教学統括担当）の印	総務・経営企画部総務課長

同表中「東京農工大学理事（学術・研究担当）の印」の項を次のように改め、

国立大学法人東京農工大学理事（研究経営・学術連携担当）の印	研究・財務戦略部研究支援課長
	研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長

同表中「東京農工大学理事（学術・研究担当）の印」の項の次に次のように加え、

東京農工大学副学長（教学統括担当）の印	研究・財務戦略部研究支援課長
	研究・財務戦略部研究支援課産学連携室長

同表中「東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター長の印」の項の次に次のように加える。

東京農工大学農学部附属野生動物管理教育研究センター長の印	府中地区事務部附属センター事務室長
------------------------------	-------------------

（国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正）

第20条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程（平成23年3月28日23規程第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事（総務・経営企画担当）」を「理事（統括・経営担当）」に改める。

別表第1中

3	中期目標及び中期計画等に関する事項	(1) 中期目標、中期計画、年度計画等	1) 本学の中期計画、中期目標に関する文書	30年	・ 中期目標・計画
			2) 本学の年度計画に関する文書		・ 年度計画 ・ 進捗状況報告書 ・ 業務の実績報告書

を

3	中期目標及び中期計画等に関する事項	(1) 中期目標、中期計画等	1) 本学の中期計画、中期目標に関する文書	30年	・ 中期目標・計画
---	-------------------	----------------	-----------------------	-----	-----------

に改め、「学長選考会議」を「学長選考・監察会議」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正)

第21条 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則(平成17年3月23日17経教細則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事」を「副学長」に改める。

第4条中「理事」を「副学長」に改める。

第7条第2項中「理事」を「副学長」に改める。

別表中「理事」を「副学長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程(平成18年12月26日18規程第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「理事(学術・研究担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(令和元年東京農工大学教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改める。

第7条第1項中「理事(教育担当)及び理事(総務・経営企画担当)」を「前条第1項の理事を除く理事及び副学長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則の一部改正)

第24条 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則(平成24年4月1日 24細則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育部会」を削る。

第3条第1項第10号を同項第11号とし、同項第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 副学長(教育担当)

別表第1中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正)

第25条 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育部会」を削る。

第3条第1項第1号中「理事(教育担当)」を「副学長(入試及びダイバーシティ担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正)

第26条 国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則(平成17年11月21日17経教細則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、」を削り、「国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会研究部会の下部委員会として」を「本学に」に改める。

第3条第1項第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改め、同項第2号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部改正)

第27条 国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国際交流・広報・社会貢献部会」を削る。

第3条第1項第1号中「国際本部長」を「副学長(国際交流担当)」に改める。

第4条第1項中「国際本部長」を「副学長(国際交流担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正)

第28条 国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国際交流・広報・社会貢献部会」を削る。

第3条第1項第1号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正)

第29条 国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「業務運営部会」を削る。

第3条第1項第2号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正)

第30条 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「業務運営部会」を削る。

第3条第1項第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

第4条第1項中「理事(学術・研究担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(東京農工大学学寮規程の一部改正)

第31条 東京農工大学学寮規程(平成16年4月7日16教規程第16号)の一部を次のように改正する。

第6条中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に、「「理事」」を「「副学長」」に改める。

第8条中「理事」を「副学長」に改める。

第9条中「理事」を「副学長」に改める。

第15条第1項中「理事」を「副学長」に改め、同条第2項中「理事」を「副学長」に改める。

第16条本文中「理事」を「副学長」に改める。

第18条中「理事」を「副学長」に改める。

(東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正)

第32条 東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程(平成25年教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「理事(教育担当)」を「副学長(教育担当)」に改める。

(東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第33条 東京農工大学大学院における第一種奨学金の返還免除候補者の推薦に関する規程(平成17年2月23日17教規程第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改める。

(東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程の一部改正)

第34条 東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程(平成31年東京農工大学教規程第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)及び副学長(教学統括担当)」に改める。

(東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正)

第35条 東京農工大学遠藤章奨学金規程(令和元年東京農工大学教規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)及び副学長(教学統括担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正)



第36条 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程(平成18年2月6日18教規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同項第2号中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第37条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程の一部改正)

第38条 国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程(平成16年4月7日16経教規程第33号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正)

第39条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程(平成16年4月7日16経教規程第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正)

第40条 国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則(平成22年3月23日22細則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学招へい規程の一部改正)

第41条 国立大学法人東京農工大学招へい規程(平成22年3月23日22規程第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正)

第42条 国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程(平成30年東京農工大学経規程第33号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則の一部改正)

第43条 国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則(平成30年東京農工大学細則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改め、同条第2項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学寄附により取得する株式等取扱規程の一部改正)

第44条 国立大学法人東京農工大学寄附により取得する株式等取扱規程(平成20年3月17日20教規程第7号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程の一部改正)

第45条 国立大学法人東京農工大学知的財産の売払い又は貸渡しの対価として取得する株式等取扱規程(平成20年3月17日20教規程第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第46条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成16年4月7日16経教規程第66号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改め、同条第3項中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則の一部改正)

第47条 国立大学法人東京農工大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会細則(平成30年東京農工大学細則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改める。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則の一部改正)

第48条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則(平成28年東京農工大学規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「理事、」を削る。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院テニュアトラック推進機構の運営に関する要項の一部改正)

第49条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院テニュアトラック推進機構の運営に関する要項(平成28年4月1日)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「理事、」を削る。

(東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構の運営に関する要項の一部改正)

第50条 東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構の運営に関する要項(平成28年4月1日)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「理事、」を削る。

(国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正)

第51条 国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則(平成25年4月1日25産規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「理事(学術・研究担当)」を「副学長(産学連携担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第52条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成18年3月28日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「学長又は理事」を「学長、理事又は副学長」に改める。

別表1中「理事」を「理事又は副学長」に改める。

別表2名義者の欄中「学長又は主管理事」を「学長、主管理事又は主管副学長」に、「学長、主管理事又は事務局長」を「学長、主管理事、主管副学長又は事務局長」に、同表専決者の欄中「主管理事」を「主管理事又は主管副学長」に、「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

別表3決裁者の欄中「理事」を「理事又は副学長」に改め、同表代理決裁者の欄中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項の一部改正)

第53条 東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項(平成27年3月31日制定)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同条第6項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同条第7項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改め、同条第8項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

別紙様式 3-1 の様式を次のように改める。

業績評価(1次)結果報告書

[別紙参照 2]

別紙様式 3-2 の様式を次のように改める。

業績評価(2次)結果通知書

[別紙参照 3]

別紙様式 3-3 の様式を次のように改める。

業績評価(2次)結果報告書

[別紙参照 4]

別紙様式 4 の様式を次のように改める。

業績評価に係る異議申立書

[別紙参照 5]

(国立大学法人東京農工大学 140 周年記念会館管理要項の一部改正)

第 54 条 国立大学法人東京農工大学 140 周年記念会館管理要項(平成 24 年 6 月 27 日制定)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

第 5 条第 1 項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項の一部改正)

第 55 条 国立大学法人東京農工大学危機管理基本要項(平成 19 年 10 月 10 日制定)の一部を次のように改正する。

第 4 項第 2 号の表中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会議費支出基準の一部改正)

第 56 条 国立大学法人東京農工大学会議費支出基準(平成 13 年 4 月 1 日(学長裁定))の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「理事」の次に「、副学長」を加える。

第 8 条第 2 項中「理事」の次に「、副学長」を加える。

別表の様式を次のように改める。

[別紙参照 6]

別紙様式の様式を次のように改める。

[別紙参照 7]

(国立大学法人東京農工大学の生産物を原料として製造した酒類等を贈呈する場合の取扱いについての一部改正)

第57条 国立大学法人東京農工大学の生産物を原料として製造した酒類等を贈呈する場合の取扱いについて(平成19年7月24日)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「理事」の次に「、副学長」を加え、同条第3号中「理事」の次に「、副学長」を加える。

第5条第1項中「理事」の次に「、副学長」を加える。

(国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項の一部改正)

第58条 国立大学法人東京農工大学ウェブサイト管理・運用要項(平成28年11月1日)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(学内施設等に所属する教員(ディスティングイッシュトプロフェッサー及びテニユアトラック教員を除く。)の業績評価実施基準の一部改正)

第59条 学内施設等に所属する教員(ディスティングイッシュトプロフェッサー及びテニユアトラック教員を除く。)の業績評価実施基準(平成29年7月1日教員評価機構審議会決定)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

第4条第2項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項の一部改正)

第60条 国立大学法人東京農工大学における広告掲載に関する要項(平成29年10月17日)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「理事(総務・経営企画担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(東京農工大学プラスチック削減5Rキャンパス協議会設置要項の一部改正)

第61条 東京農工大学プラスチック削減5Rキャンパス協議会設置要項(令和元年10月16日 教育研究評議会承認)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「理事(学術・研究担当)」を「理事(研究経営・学術連携担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項の一部改正)

第62条 国立大学法人東京農工大学全学人事計画委員会要項(令和元年10月16日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)、理事(企画・人事担当)、理事(研究経営・学術連携担当)及び副学長(教学統括担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学教員選考委員会要項の一部改正)

第63条 国立大学法人東京農工大学全学教員選考委員会要項(令和元年10月16日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(総務・経営企画担当)」を「理事(統括・経営担当)、理事(企画・人事担当)、理事(研究経営・学術連携担当)及び副学長(教学統括担当)」に改める。

(東京農工大学における渡日留学生の入国後14日間の待機場所確保の取扱いに係る要項の一部改正)

第64条 東京農工大学における渡日留学生の入国後14日間の待機場所確保の取扱いに係る要項(令和2年9月28日 学長裁定)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「理事(教育担当)(以下「理事」という。)」を「副学長(教学統括担当)(以下「副学長」という。)」に改め、同条第2項中「理事」を「副学長」に改める。

第11条第2項中「理事」を「副学長」に改め、同条第3項中「理事」を「副学長」に改める。

別紙の様式を次のように改める。

渡日留学生の入国後14日間の待機場所確保に係る申出書

[別紙参照8]

(学内施設等に所属する教員の教員業績評価実施基準の一部改正)

第65条 学内施設等に所属する教員の教員業績評価実施基準(令和2年10月1日 教員評価機構審議会決定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「理事(教育担当)」を「副学長(教学統括担当)」に改め、同条第4項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

第4条第9項中「理事(教育担当)」を「理事(企画・人事担当)」に改める。

(国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正)

第66条 国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則(平成17年3月23日17経教細則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「理事」を「副学長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

No.	区 分	単位	金額	主な支出例示	備 考
1	特別講演謝金(ノーベル賞級及びそれに準ずる者による講演)	時間	100,000	ノーベル賞受賞記念講演会	ノーベル賞受賞者及びそれに準ずる者による記念講演的性格を有するもの
2	特別講演謝金	回	57,000		著名人による記念講演的性格を有するものに限る
3	講演謝金	回	37,500	公開シンポジウム等における一般講演に対する謝金	
4	講師・講義謝金	時間	5,800	各種プロジェクト・プログラム講師謝金 各種研修の講師謝金	
5	指導・助言・実技・実習等謝金	時間	5,300	教育実習オリエンテーションに伴う謝金 農家宿泊実習に対する謝金 学生相談・指導等に対する謝金	
6	経営協議会、学長選考・監察会議出席謝金	回	30,000	経営協議会委員、学長選考・監察会議委員	原則として、対面方式の会議(Web会議含む)への出席に限る。 (メール形式等での審議については適用しない)
7	会議出席謝金	時間	7,200		No.6と同様
8	集計・会場整理等単純労働謝金	時間	1,050		
9	被験者謝金	時間	1,120	簡易な実験に伴う脳波測定等に対する謝金	金券(図書カード、プリペイドカード等)による支給も可。金券で支給する場合は、1時間1,000円の金券を支給し、別途、源泉徴収税額を
10	司会・報告謝金	時間	4,100		
11	審査謝金	時間	7,200	討論形式による選考会・書類審査	
12	審査謝金	時間	4,800	討論形式以外の形式による選考会・書類審査	
13	審査謝金	件	2,000	人を対象とする研究倫理の書面審査	
14	論文審査謝金	回	20,000		
15	演奏者謝金	時間	6,400	入学式・卒業式における大学歌等演奏の指揮に対する謝金	
16	メンタルヘルス・ハラスメント相談謝金	時間	5,000	定期的に実施しているカウンセラーによるメンタルヘルス及びハラスメント相談業務に対する謝金	
17	定期健康診断謝金	時間	7,000	定期健康診断における精神科医師の相談業務に対する謝金	
18	定期健康診断謝金	時間	2,000	定期健康診断における看護師に対する謝金	
19	執筆謝金(日本語)	枚	2,000		400字
20	執筆謝金(外国語)	枚	5,000		300語
21	校閲謝金(日本語)	枚	1,000		400字
22	校閲謝金(外国語)	枚	2,500		300語
23	通訳謝金	時間	11,000		
24	翻訳謝金(和文英訳)	枚	5,800		和文→英文(200ワード)
25	翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,000		英文→和文(400字)
26	翻訳謝金(その他和訳)	枚	5,700		英文以外→和文(400字)
27	翻訳謝金(外国語間)	枚	6,300		外国語→外国文(200ワード)

(注1) 本学における、諸謝金の基準単価は上記のとおりとする。なお、金額に対して源泉徴収税(国内居住者は10.21%、国内非居住者は20.42%)を徴収する。

(実支払額は、上記金額から源泉徴収税額を差し引いた額)

(注2) 単位が時間となっている謝金は、30分(0.5時間)単位で支出することができる(30分未満は切り捨て、30分以上60分未満は0.5時間)。

(注3) 本表は標準的な額を示したものであるため、執行に当たっては、予算額、事業内容を勘案し、実施すること。

(注4) 本表により難しい場合は、財務課長と協議の上取扱うものとする。

(注5) メール形式等による審議にあたっては、成果物をもって上記No.6・7以外の単価を適用することができることとする。

(別紙様式 3-1)

年 月 日

業績評価（1次）結果報告書

理事（企画・人事担当） 殿

部局等の長

〇〇年度【△△年度実績】の本部局等の業績評価（1次）結果は、以下のとおり  
ですので報告します。

所 属	氏 名	評価結果	備考

- ※1）評価結果には、業績評価（1次）結果の合計ポイント又は達成率を記載すること。
- ※2）備考欄には、職名（ディステイングイッシュトプロフェッサー等）を記載すること。
- ※3）本様式に、別紙様式1又は別紙様式2を添付して提出すること。



(別紙様式 3-2)

年 月 日

業績評価（2次）結果通知書

〇〇〇〇 殿  
1次評価者 殿

理事（企画・人事担当）

〇〇年度【△△年度実績】の業績評価（2次）結果は、以下のとおりですので  
通知します。

記

業績評価（2次）結果	
------------	--

※) 部局等の長については、所属教員の評価結果をまとめて通知する。



(別紙様式 4)

業績評価に係る異議申立書

提出日 年 月 日

理事（企画・人事担当） 殿

部局等名

学科・専攻名

職名・氏名

下記のとおり、異議申立てをします。

記

1. 申立ての趣旨

2. 申立ての理由

3. その他

以 上

(別 表)

## 第3条関係（食事代の一人当たりの限度額）

行事等	昼食	夕食
(1) 大学又は部局が主催する行事等であって、行事に伴う懇談会、会食等が含まれる場合	3,000 円	10,000 円
(2) 学長、理事、 <u>副学長</u> 又は部局長が主催する学外者との会議等であって、飲食の提供が必要である場合		
(3) 海外からの来賓との会議、懇談等で国際交流の観点から儀礼上又は慣習上、飲食の提供が必要である場合		
(4) 学外者との会議又は打ち合わせであって、飲食の提供が必要である場合		5,000 円 10,000 円 (※1)

※1 学長、理事、副学長 及びディスティングイッシュトプロフェッサーの場合

## 第8条関係（他機関が主催する会議費）

行事等	会議費
他機関が主催する会議等における会議費	原則個人負担
	実費額(※2)

※2 学長、理事、副学長 及びディスティングイッシュトプロフェッサーの場合

## 会 議 費 支 出 伺

※ 支出経費が外部資金の場合、会議費が支出可能とわかるルール、契約書、実施要項、交付申請書等の書類を添付して下さい。

実施責任者 所属・職・氏名					印
実 施 日 時	年 月 日 ( )		時 分 ~ 時 分		
会 場					
会 議 費 の 支 出 基 準	<input type="checkbox"/> 1.大学又は部局が主催する行事等 <input type="checkbox"/> 2.学長、理事、副学長又は部局長が主催する学外者との会議等 <input type="checkbox"/> 3.海外からの来賓との会議、懇談等 <input type="checkbox"/> 4.学外者との会議又は打ち合わせ				
会議等の内容					
経費概算所要額	円				
支出経費	<input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 大学運営費 <input type="checkbox"/> 外部資金(外部資金の場合種類もチェック) <input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 共同事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 科研費等補助金 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	予算コード( )				
支出内容を含めた 交付元への確認	※支出経費が外部資金の場合のみ記入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    (無の場合は申請できません)				
出席者	相手方内訳			本学関係者内訳	
	所属先等	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	計 名		計 名		
財務課長 と協議をする場合	<input type="checkbox"/> 該当する (承認を必要とする理由)				

決 裁 欄					
部局長等	事務長等	契約担当課長	契約係長	担当課長	担当係長

	教育用	研究用
	一般管理	教育研究支援

※該当するものに○をお願いします

# 会議費支出伺

※ 支出経費が外部資金の場合、会議費が支出可能とわかるルール、契約書、実施要項、交付申請書等の書類を添付して下さい。

実施責任者 所属・職・氏名					印
実施日時	年 月 日 ( )		時 分 ~ 時 分		
会場					
会議費の 支出基準	<input type="checkbox"/> 1.大学又は部局が主催する行事等 <input type="checkbox"/> 2.学長、理事、副学長又は部局長が主催する学外者との会議等 <input type="checkbox"/> 3.海外からの来賓との会議、懇談等 <input type="checkbox"/> 4.学外者との会議又は打ち合わせ				
会議等の内容					
経費概算所要額	円				
支出経費	<input type="checkbox"/> 運営費交付金 <input type="checkbox"/> 大学運営費 <input type="checkbox"/> 外部資金(外部資金の場合種類もチェック) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span><input type="checkbox"/> 寄附金</span> <span><input type="checkbox"/> 共同研究</span> <span><input type="checkbox"/> 受託研究</span> <span><input type="checkbox"/> 受託事業</span> <span><input type="checkbox"/> 共同事業</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <span><input type="checkbox"/> 補助金</span> <span><input type="checkbox"/> 科研費等補助金</span> <span><input type="checkbox"/> その他 ( )</span> </div>				
	予算コード( )				
支出内容を含めた 交付元への確認	<span style="color: red;">※支出経費が外部資金の場合のみ記入</span> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                      (無の場合は申請できません)				
出席者	相手方内訳			本学関係者内訳	
	所属先等	職 名	氏 名	職 名	氏 名
			別紙 2		
	計 名			計 名	
財務課長 と協議をする場合	<input type="checkbox"/> 該当する (上記に係る承認を必要とする理由)				

決 裁 欄					
事務局長	担当部長	契約担当課長	契約係長	担当課長	担当係長

	教育用		研究用
	一般管理		教育研究支援

※該当するものに○をお願いします

別 紙

東京農工大学 副学長（教学統括担当） 殿

令和 年 月 日

私は、学寮等の利用に当たり、大学が定める規則や指示等を遵守いたしますので、居室の利用について以下のとおり申し出いたします。

## 渡日留学生の入国後 14 日間の待機場所確保に係る申出書

氏 名	
所 属	
専 攻	
主に活動する キャンパス	<input type="checkbox"/> 府中キャンパス <input type="checkbox"/> 小金井キャンパス (該当箇所に✓印を付けてください。)
指導教員氏名 (緊急時電話番号)	
入居期間 <sup>※1</sup>	令和 年 月 日から令和 年 月 日 (15泊16日)
朝食希望の有無 <sup>※2</sup>	<input type="checkbox"/> 希望します <input type="checkbox"/> 希望しません (該当箇所に✓印を付けてください。)

※1：入居期間は入国日を含め 15 泊 16 日となるよう記載ください。

※2：朝食は 14 回分を提供する。